

北区経営改革プラン2020（案）に関するパブリックコメント実施結果

意見募集期間：令和元年12月20日（金）～令和2年1月27日（月）

意見提出者：5名（内訳）郵送0名、ファックス2名、持参2名、北区ホームページ1名

意見総数：55件

周知方法：北区ニュース（12月20日特集号）、北区公式ホームページ、経営改革・公共施設再配置推進担当課、区政資料室、地域振興室、図書館、地域説明会（滝野川地域、赤羽地域、王子地域）

提出された意見の概要とそれに対する区の考え方は以下のとおりです。

「経営改革プラン2020」の基本的考え方

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
1	経営改革という名称ですが、「経営」という言葉から連想するのは資本主義的経営ということで利益がでないことは切り捨てるという発想です。行政が利益がないからやらないという発想は慎むべきだと思います。	1	<p>厳しい財政状況下にあっても、区民福祉の向上を図るため、必要な施策・事業は、継続的に実施していくべきものと考えています。一方で、北区の将来に予測されている人口減少・少子高齢社会に適切に対応するためには、事務事業の「選択」と「集中」による行政資源の効果的な配分を行うことも必要と考えます。</p> <p>基礎自治体としての役割や責務を果たしつつ、将来にわたって健全で安定的な財政運営の維持と変化に強い柔軟な行財政システムを構築してまいります。</p>

1 区民とともに ～地域のきずなづくりと協働によるまちづくり

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
2	町会長や各界代表は、定期的に区と意見交換の場を持っている。各種審議会の公募委員は、一般住民をもっと多くし、大半を占めるようにすべきだ。	1	<p>審議会などの会議体において、町会・自治会をはじめとした関係団体の代表だけでなく、公募委員の方など、多様な立場の方々によって検討いただくことは、区の施策や計</p>

	【基本計画 2020（案）に同意見あり】		<p>画を策定するうえで重要なことと考えております。引き続き、審議会委員等への公募委員の参画を進めてまいります。</p> <p>【基本計画 2020（案）と同回答】</p>
3	<p>今回のパブリックコメントの周知は、北区ニュース12月1日・10日・20日号と20日臨時号とで、基本計画、都市計画マスタープラン、教育ビジョンなど、今後の区政にとって重要な上位計画を含む、13もの案件が相次いで告知され、締切が1月7日～27日に集中している。やむなく、意見を提出する案件を絞り込み、いくつかの案件は最初から提出を諦めざるを得なかった。同時集中するとやはり提出は苦しい。</p> <p>世田谷区の例では、パブリックコメント募集は夏から冬にかけて分散しており、提出に無理がない以下のような工夫がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案件毎に説明会やワークショップが開催され、そこでの発言やアンケートもパブリックコメント扱いとしている。 ・計画策定の検討委員会は2年度以上をまたいで行うことを原則としている（単年度内での策定は、急な法改正への対応など例外的）。 <p>区民意見件数を指標（目標値）に掲げる以上、意見を出しやすいように広報課が主体となって期間を調整すべきであり、抜本的な解決には計画策定に原則2年かける（単年度内での策定は例外）ことである。指標（目標値）のカウントは、今回のように</p>	1	<p>パブリックコメントについては、区民の皆さまとの協働を進めるうえで大切な制度であると考えています。</p> <p>今年度のように計画策定の多い年度については、策定スケジュールの進捗状況により、複数のパブリックコメントが同時期に集中することがあります。</p> <p>今後も、意見募集期間の延長、実施時期の見直しなど、さらに検討や工夫を重ねながら、ご意見を提出しやすい環境整備に努めてまいります。</p> <p>計画策定に向けた説明会やワークショップなどは、広く区民の皆様の意見をいただくという趣旨で実施しておりますので、そこでのご意見についても、計画策定の過程において、参考にさせていただいております。</p> <p>計画策定のための検討委員会の開催期間については、計画の対象となる期間なども考慮した上で、ご意見も参考とさせていただきます。</p>

	同時期に複数案件が行われた場合は、案件数に関わらず実質1回とすべきである。		
4	<p>年末から年度末の忙しい時に多数の案件の意見を募集するのは、提出する住民の事を全く考えていない。「区民とともに」、「区民との協働」は単なるスローガンで魂が入っていない証拠である。</p> <p>【基本計画 2020（案）に同意見あり】</p>	1	<p>パブリックコメントについては、区民の皆様との協働を進めるうえで大切な制度であると考えています。</p> <p>今年度のように計画策定の多い年度については、策定スケジュールの進捗状況により、複数のパブリックコメントが同時期に集中することがあります。</p> <p>今後も、意見募集期間の延長、実施時期の見直しなど、さらに検討や工夫を重ねながら、ご意見を提出しやすい環境整備に努めてまいります。</p> <p>【基本計画 2020（案）と同回答】</p>
5	<p>パブリックコメントの要約、まとめ方が、課によっても、同じ課でもその時の責任者、担当者によって大きく異なり、提出者の意図が消えてしまったり、どこにまとめて集約されたのか分からないものもある。改善が必要だ。</p> <p>【基本計画 2020（案）に同意見あり】</p>	1	<p>パブリックコメントの結果公表の際には、パブリックコメントでいただいたご意見を区民の皆様にはわかりやすくお示しするため、ご意見の主旨を十分踏まえたうえで要旨や類似意見を整理し、区の考え方をまとめてお示ししております。</p> <p>【基本計画 2020（案）と同回答】</p>
6	<p>住民参加に関する最近の制度には、「関係者による協議会方式」「住民提案制度」が採り入れられる潮流がある。新たな区民参画手法は、他市区の先行事例を検証し、多くの区民意見が積み上がるような協議会・ワークショップ・区民提案などの方式を用いて頂きたい。特にワークショップでは、CGや模型を用いるなど、参加者がわかりやすく学習効果も上がるような手法を期待する。</p>	1	<p>他都市の先行事例を検証しながら、ご提案頂いた制度をはじめ、さまざまな制度や方法を検討してまいります。また、資料、手法につきましても議論が深まるよう工夫してまいります。</p>
7	<p>新たな区民参画手法の前提として、自治基本条例（まちづくり条例）が必要不可欠である。本条例は、</p>	1	<p>自治基本条例については、条例制定に向けた各自治体の検討経過を見ると賛否両論があり、慎重な判断が必要と考</p>

	区民がまちづくりに参加する具体的な方法を提示し、参加した成果がどのように反映していくのかの道筋を示すことにより、区民・行政等の役割分担の明確化と、区民参加意欲の増大を図ることを目的としている。世田谷区では、先進的な取り組みが多い。これは区がまちづくり条例を持っており、区民参加や各種連携・調整の基本的な枠組みが条例で担保されているからこそ実現しているものである。		えています。今後も「区民とともに」という基本姿勢のもと、様々な手法を含め望ましい住民参加のあり方について検討してまいります。
8	「地域のきずな」地域円卓会議は、その参加者(団体)の選び方が恣意的、秘密裏に行われ、参加できない団体、住民は「地域のきずな」から排除されている。 【基本計画 2020 (案) に同意見あり】	1	地域円卓会議の参加者(団体)については、地域で活動する団体を中心に、地域の実情にあわせて決定しております。 区としては、地域のきずなづくり月間をはじめ、様々な取り組みを通じて、地域のきずなづくりを引き続き推進してまいります。 【基本計画 2020 (案) と同回答】
9	地域のきずなづくり地域円卓会議の会議録はもっと詳細なものを作成すると共に、ネットが使いえない人にも容易に入手できる様、地域振興室等にも置くべきだ。 【基本計画 2020 (案) に同意見あり】	1	地域円卓会議の会議録については、現在実施しております北区ホームページでの公開だけでなく、今後地域振興室でも閲覧できるようにしてまいります。 また、会議録の内容については、検討させていただきます。 【基本計画 2020 (案) と同回答】

2 将来を見据えた柔軟で持続可能な行財政システムの確立

No	意見(要旨)	件数	区の考え方
10	ふるさと納税の寄付メニューは、まちづくり、水防、協働促進、自然環境保全など分野別施策に対して集めるようにし、返礼品も分野に対応した参加・	1	全国から応援が頂けるような寄付メニューについて引き続き検討してまいります。 また、返礼品については、ふるさと納税制度の改正にあ

	体験型のものにする、北区の観光活性化にもつながりよいのではないか。		わせるとともに、区の魅力発信に寄与するといった視点も含めて検討しています。全国から応援が頂けるよう引き続き検討してまいります。
11	クラウドファンディングは、収入が見込まれる「渋沢栄一翁」のイベント等のプロジェクトや、「鉄道のまち北区」関連プロジェクト（旧北王子支線線跡地遊歩道の整備等）をテーマにすると、全国からの寄付が期待できるのではないか。さらに、プロジェクトに寄付者自らが参加し、利益を享受できる仕組みをつくるのが、寄付を増やすポイントになると考える。	1	クラウドファンディングについては、現在、（仮称）芥川龍之介記念館の建設及び資料購入に活用を検討することとしています。今後、他の事業につきましてもクラウドファンディングの活用を検討してまいります。
12	現在、協働地域づくり推進事業に係る支援や事務は地域振興課が行っているが、本来は、NPO・市民団体の支援はNPO・ボランティアぶらざの役割であると考え。協働事業の支援事務は地域振興課から移行し、地域振興課は町会・自治会等の地縁団体を主体とした支援に回るなど、役割分担が必要である。		北区 NPO・ボランティアぶらざは市民活動推進のために研修事業やネットワーク推進事業、相談事業等を行っています。協働地域づくり推進事業についても、協働の担い手づくり研修を委託しており協力して事業を推進しております。今後も双方の役割を確認しながら取り組んでまいります。
13	災害が大規模化した場合には、災害ボランティアセンターを立ち上げて他地域の方と地域のニーズをマッチングすることになるが、他地域の方の支援が地域住民を元気づけ、地域のきずなを一層深めていることが多い。NPO・ボランティアぶらざの機能強化の一環として、災害時に限らず、平時から他地域の方の力を借りることも視野に入れた取り組みを進めて頂きたい。		災害時には区民に加え、他地域の方との助け合いは重要です。共に助け合う仕組みの一助となるべく、北区 NPO・ボランティアぶらざは、平常時から区民に限らず、区外の方も対象として、ボランティア活動相談や、初めてのボランティア希望の方に対する研修を積極的に行っております。これからも、幅広い地域からのボランティアの体験・促進事業に努めてまいります。
14	公共サインは交通バリアフリー施策とも密接に		公共サインのあり方については、多様な利用者の意見を

	<p>関係しているため、バリアフリー協議会や区民部会の意見も反映させる形で検討を進めて頂きたい。そのモデルとして、交通結節機能の強化が課題とされている王子駅前広場と駅出入口、周辺道路のサインを、統一的に改善していくことが必要と考える。</p>		<p>反映しつつ、将来の王子駅周辺の整備の際にも活用が図られるよう検討を進めてまいります。</p>
--	---	--	---

3 社会の変化に対応した行政サービスの提供

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
15	<p>失われた30年といわれる今、30数年前の中曽根康弘政権のスローガン、“民間活力の導入”が出てくるとは呆れるばかりです。こういった新自由主義的な責任放棄の行政は時代錯誤といわなければなりません。今、新自由主義を克服してどうしたらよいかをみんなで考えるべきではないでしょうか。</p>	1	<p>限られた資源の中で、質・量ともに増大する行政需要に的確に対応するためには、これまで行政が担ってきた業務においても、行政と民間との役割分担の中で、民間による創意工夫が期待される業務を民間事業者へ委託し、サービスの質の向上と経費の削減を図ることは必要と考えております。こうした取り組みなどにより、継続的かつ効率的・効果的に質の高い行政サービスを提供してまいります。</p>

4 公共施設マネジメントの推進

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
16	<p>赤羽台東小学校跡地の一部は、児童関係の施設ができるとのことですが、残った敷地に高齢者向け施設を造ってください。喫茶室とか健康体操室とか相談室等。</p>	1	<p>平成30年12月に策定した北区学校施設跡地利活用計画（旧赤羽台東小学校）における基本的方向として、高齢者向け施設の整備は位置付けておりません。いただいたご意見につきましては、今後検討を進める中での参考とさせていただきます。</p>
17	<p>PFI等では、修繕、建設等費用が発生する時、それを品質と伴に、確実に実行される様にする保証が重要。</p>	1	<p>PFI等を実施する際には、事業契約時に予想される責任、リスクの分類と公民間の分担や要求するサービス水準、民間事業者の責任履行に関する事項等を具体的かつ明</p>

	【基本計画 2020（案）に同意見あり】		<p>確に規定するととともに解釈の齟齬がないように契約交渉（協議）を行い、民間事業者の責任、サービス水準の維持の明確化を行うこととなります。さらに、適切に事業が実施されているか施工管理やモニタリングを行うなど、事業の適正かつ確実な実施の確保に努めてまいります。</p> <p>【基本計画 2020（案）と同回答】</p>
--	----------------------	--	--

その他

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
18	<p>北区や国で経常黒字を出すためには、郵便局や銀行などに支払う預金を国に差し上げることだと思います。預金を国や北区にすれば国や北区には、経常利益が出ます。北区が作った施策だから国と北区で折半にすれば良いと思います。国庫支出金の原資にもなります。</p>	1	<p>ご提案いただきました内容についての実現は難しいものと考えております。</p>
19	<p>各地のにぎわいづくり、個店、商店街支援で成功とされているものも、補助金等の終了とともに色あせてしまっていて、持続可能性に欠ける。</p> <p>【基本計画 2020（案）に同意見あり】</p>	1	<p>商店街は区民の買い物場としての役割ばかりでなく、地域のコミュニティ、まちのにぎわいなど区民生活を支える多くの役割を担っています。</p> <p>「基本計画 2020（案）」では、個店の売上増加や顧客開拓などにつながる実践的な講座や、個店同士が連携して取り組む商品開発・サービスの提供への支援などの個店の魅力づくりに向けた取組みを推進することで、商店街を構成する意欲ある個店の魅力を高め、経営基盤の安定化や商店街の新たな魅力づくりにつなげてまいります。</p> <p>【基本計画 2020（案）と同回答】</p>
20	<p>町会・自治会の会員は、住民個人ではなく、世帯主となっているため、加入率が仮に 100%となってもそれ以外の住民個人の意見、意向は、無視され</p>	1	<p>町会・自治会の加入は世帯単位となっており、ご意見をいただく場として総会などがあります。</p> <p>また、区として、窓口や北区ホームページ、区長へのは</p>

	つづけている。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】		がきなどで随時お問い合わせ・ご意見を受け付けております。 【基本計画 2020（案）と同回答】
21	現在都区が行っているまちづくりは「惨事便乗まちづくり」「祝賀資本主義まちづくり」「消毒まちづくり」といわれるものが主になっている。住民主体の修復型まちづくりに転換すべきだ。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】	1	まちづくりに関する総合計画である北区都市計画マスタープラン 2020（案）（以下「都市計画マスタープラン」と言います。）では、様々なまちづくり手法の活用可能性を検討し、効果的に組み合わせることで、各地区の特性に応じたまちづくりを推進するものとしております。地域の課題解決や実情に応じて、改造型や修復型等のまちづくりを選定するものと考えますが、いずれの場合においても、区と区民の協力による協働のまちづくりを推進してまいります。 【基本計画 2020（案）と同回答】
22	脳卒中後遺症片マヒ等の障害者や高齢者は歩行が不安定でビル風突風が転倒、場合によっては死をもたらす、もっとも危険で厄介なバリアです。日本各地の対策事例を見ても決定打と言えるものがない以上、発生原因を造らない事、即ち高層建物を制限する事が、唯一の確実な方策だ。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】	1	「都市計画マスタープラン」では、土地利用の基本方針については、めざすべき都市像の形成に向けて、拠点育成と土地利用誘導の観点から整理しております。土地の高度利用に関しては、各地域の特性に応じて適正な規制や誘導を推進すること、超高層建築物は道路や広場等の市街地環境の向上に資する計画に誘導するとしております。一方、高層マンションでは、住環境や維持管理面、コミュニティ形成等についての特有の社会問題として指摘されていると認識しておりますが、現段階においては国、東京都、他自治体の動向に注視し、調査研究に努めてまいります。 【基本計画 2020（案）と同回答】
23	川崎市議会の審議の中で、超高層住宅は、高炭素であることが明らかになった。低炭素社会実現のため、タワマン規制が必要。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】	1	
24	高層居住には、高層住宅シンドロームともいえるべきものが学術誌で報告され確定している。タワマン建設を制限し、社会保障費が増えないよう	1	

	にすべきだ。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】		
25	英国のように5階以上の高層居住は、身心への悪影響（とりわけ子供への）があることと共に子供のいる家庭は居住をさけるよう広報すべきだ。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】	1	
26	高層住宅、大型住宅等、ゲーテッドシティ化しているものは、救急隊の到着は、時間がかかるため、救急率が低い。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】	1	
27	埼京線立体化アセスメントは、別の場所を全く同じ速度、型名等の列車を同時刻に走るというデータメなもので意見募集された。やり直すべきだ。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】	1	東京都の環境影響評価書は、連続立体交差事業の実施が周辺環境に及ぼす直接的な影響について、調査、予測及び評価をしたものです。 環境影響評価の手続きは、東京都環境影響評価条例及びその他の関係法令等に基づき適切に実施されているとのことです。 【基本計画 2020（案）と同回答】
28	埼京線十条駅付近での住民による騒音計を用いた測定で、新設の環境側道の東側に、高架化で騒音悪化する地点が多数存在し、鉄道改良法に違反することが明らかになっている。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】	1	
29	十条のまちづくりは、都区が町会長や一部団体の代表だけで構成されるまちづくり協議会、幹事会で説明し、その場で了承され決定されてしまい、一般住民が参加発言できるブロック部会は、単なる住民への通告の場になっているため、住民の意見、提案は全く無視されてきた。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】	1	十条地区のまちづくりを推進するために、「十条地区まちづくり基本構想」では、「区民とともに行うまちづくり」をまちづくり方針のひとつと定めており、各ブロック部会では十条地区の各種まちづくりの取組みを逐次報告するなどの情報共有化に努め、「協働のまちづくり」を進めております。 また、個別のまちづくり計画や事業については、各計画・事業主体が、法令等に基づき十分に周知・説明してい

			<p>ると考えております。</p> <p>なお、十条地区まちづくり全体協議会は、幹事会と各ブロック部会により構成されており、幹事会では各ブロック部会での要望・提案事項などについても協議しております。</p> <p>【基本計画 2020（案）と同回答】</p>
30	<p>十条まちづくり基本構想は、もともと住民の最大の要望である埼京線地下化を大前提につくられたものなのに、その前提を変える高架化を一方向的に決定し、それに合う様、パブコメにもかけず「時点修正」を強行した。改めて住民の意見集約、パブコメからやり直す必要がある。</p> <p>【基本計画 2020（案）に同意見あり】</p>	1	<p>平成 17 年 10 月に策定した「十条まちづくり基本構想」において、埼京線は「鉄道の立体化」としており、地下化を前提としておりません。</p> <p>なお、現行の「十条まちづくり基本構想」は、平成 24 年 3 月の改定でパブリックコメントを実施し、平成 29 年 3 月は、時点における上位計画の改定、事業の進捗状況を反映し、修正したものです。</p> <p>【基本計画 2020（案）と同回答】</p>
31	<p>民間主体のまちづくりという十条再開発は、スケジュールありきで、分筆による同意者水増しや、区職員がウソ情報を流したり、「誤解」を生む表現だったという説明をして強引に事業が進められている。</p> <p>【基本計画 2020（案）に同意見あり】</p>	1	<p>再開発事業は、都市再開発法に基づき適切に事業が進められており、区としても事業者である再開発組合を支援し、連携を図りながら事業推進に努めてまいります。</p> <p>【基本計画 2020（案）と同回答】</p>
32	<p>十条の再開発を始めとするまちづくりでは、事務事業評価等で未同意者、反対者の理解を深めるなどとしていながら、聞こえてくるのは、区による強制力を使った事業手続の「円滑な進行」ばかりだ。</p> <p>【基本計画 2020（案）に同意見あり】</p>	1	<p>十条地区のまちづくりは、十条地区まちづくり全体協議会幹事会及びブロック部会等で、地域関係者等とまちづくりの方向性ならびに実施中の事業に関する事項について、協議しながら進めております。</p> <p>【基本計画 2020（案）と同回答】</p>
33	<p>十条駅西口広場整備において既存樹木の維持保全を定めた地区計画を守り、交番脇のケヤキの大径</p>	1	<p>十条駅西口地区の地区計画においては、都市計画との整合を図るとともに、緑豊かな街並みを形成するため、既存</p>

	木等の伐採を中止し、整備計画を見直すべきだ。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】		樹木の生育状況等も勘案し、緑化を推進してまいります。 【基本計画 2020（案）と同回答】
34	十条は、環七、補助 83 号線、補助 85 号線で囲まれた中が一種のトランジットモールとなっていて、その中まで侵入する車が少ないことがまちのにぎわいの源泉となっている。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】	1	現在の十条駅周辺は、自動車、自転車や歩行者の交通が輻輳する状況が頻繁に見られ、交通安全面において課題となっております。 今後、駅前広場を中心ににぎわいの拠点を形成するとともに、歩行空間の確保などにより、回遊性が高く、にぎわいの拠点にふさわしい商業圏の形成を目指してまいります。 【基本計画 2020（案）と同回答】
35	区の施設が入る建物は全て、「防災拠点となる建築物に係る機能継続ガイドライン（国交省）」等全て満たす様にすべきだ。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】	1	区内の公共施設は、建築から 50 年以上経過している建築物が多くを占めており、当該ガイドラインに満たない建築物も多くあります。 防災拠点となる建築物は、大地震後に機能継続が必要なため、通常の建築物に比べ、より高い性能が求められており、その安全性は地域の防災力で重要であると考えております。 今後は、防災上の重要度を考慮したうえで、建築物の建替えや改修にあわせ、当該ガイドラインを踏まえながら改修してまいります。 【基本計画 2020（案）と同回答】
36	不燃領域率と消失率の相関図は、出火率がパラメータとしてある。出火率は倒壊建物数、従って地盤の良し悪しに依存する。用いるときは出火率も考慮すべきだ。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】	1	不燃領域率は、東京都の「防災都市づくり推進計画」で、市街地の延焼性状を評価する一つの指標として用いております。不燃領域率の算定方法及び想定出火率を用いた延焼性状との関係の考え方に関するご意見については、東京都に伝えてまいります。 【基本計画 2020（案）と同回答】

37	<p>国交省が認める「密集地における老朽建物建替えのための第3項道路指定」を積極的に採用すべきだ。</p> <p>【基本計画2020（案）に同意見あり】</p>	1	<p>建築基準法第42条第3項の道路指定については、道路後退を行わない分の容積制限等の所有者への負担や、6m以上の道路への2方向の接続が必要条件となる安全上・防火上の課題のほか、これまで建築基準法第42条第2項の規定に基づき、すでに後退済の方々との公平性の観点など課題が多いと認識しております。</p> <p>災害に強いまちづくりを進めるため、密集住宅市街地の改善につながる方策の導入については、今後も検討を深めてまいります。</p> <p>【基本計画2020（案）と同回答】</p>
38	<p>北区基本計画等の基礎にしている「北区民意識意向調査」では、広幅員道路建設は、他のいくつかの防災策とセットの選択肢であるにもかかわらず、3位までにも入っていない。大型道路建設以外の防災まちづくりを行うべきだ。</p> <p>【基本計画2020（案）に同意見あり】</p>	1	<p>「都市計画マスタープラン」において、木造住宅の密集地域の改善が重点課題となっている地区をはじめ、東京都の「防災都市づくり推進計画」において、震災時に大きな被害が想定される整備地域に指定されている地区等では、建物の不燃化を積極的に推進する、防災広場を整備するなど、大型道路の建設以外にも様々な防災まちづくり事業を展開しております。</p> <p>【基本計画2020（案）と同回答】</p>
39	<p>数年に一日だけ行う各種調査交通量を平均とみなし、誤差分散等も一切考慮しないで、まちづくりに使うのは、統計学的に間違っており、根拠とならない。</p> <p>【基本計画2020（案）に同意見あり】</p>	1	<p>具体的な事業内容を検討する際には、必要に応じて追加の調査を検討いたします。</p> <p>【基本計画2020（案）と同回答】</p>
40	<p>区分所有住宅は、無限の人口増加を前提としない限り、建替は非常に困難というのが住宅、マンションの専門家の共通理解となっている。区分所有型のマンション建設は、制限すべきだ。</p>	1	<p>いわゆる分譲マンションについては、建替等の課題があることは認識しております。そのため、区分所有者や管理組合を対象に、分譲マンション管理相談等を実施し、専門家による相談やアドバイスを行っております。今後も、国</p>

	【基本計画 2020（案）に同意見あり】		や他自治体での施策等に注視しながら、快適な都市居住の実現に努めてまいります。 【基本計画 2020（案）と同回答】
41	最新マンションを古い戸建てと比較するのは意味がない。比較するなら、同じ古いもの同士、新しいもの同士を比べて居住性建替困難性を論じるべきだ。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】	1	いただきましたご意見については、今後の住宅施策を検討していくうえでの参考とさせていただきます。 【基本計画 2020（案）と同回答】
42	各種説明会等で住民は区の回答に対し、角度を変えて質問をしているのに、同じ回答を長々繰り返すので議論も深まらないし、疑問も解消しない。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】	1	説明会等の開催の際には、わかりやすい資料や説明に努めてまいります。また、説明会等の開催時期、内容、運営については、今回の実施結果をもとに検討し、改善を図ってまいります。 【基本計画 2020（案）と同回答】
43	住民への説明に使った、文書図表等を開示請求がなくても積極的にネット等で公開すべきだ。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】	1	
44	各種説明会等において出席者に対しては、質問は完結手短かにという一方、回答は長々くどく時間をかけ結果発言者を少なくしている。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】	1	
45	説明会では、配布資料を読み上げるのではなく、補足説明をすべき。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】	1	
46	住民への説明においては、普通の言葉こそ、定義を明確にして、誤解が生じないようにする必要がある。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】	1	
47	国交省は、説明会は公聴会の代替とならないとガ	1	区ではこれまで、重要な施策を進める際の公聴会や説明

	<p>イドラインで明記しているのに北区では全く開かれない、改善を求める。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】</p>		<p>会の開催等、多くの区民の皆様が区政に参画できる機会を設けてまいりました。 今後も、区民の皆様への各種情報の提供を質的に向上させつつ、適宜提供するとともに、計画策定等に区民の皆様のご意見を反映させてまいります。 【基本計画 2020（案）と同回答】</p>
48	<p>板橋区では各種審議会会議録で発言者名も公開している。北区も公開すべきだ。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】</p>	1	<p>区では、附属機関等の会議の公開基準を定めており、附属機関等の事務局は会議概要を閲覧に供し、特に必要なものは北区ホームページ等で公表することとしておりますが、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれのある場合は、発言者の氏名を閲覧に供せず、かつ、公表しないこととしております。 【基本計画 2020（案）と同回答】</p>
49	<p>庁内会議の会議録等も開示請求を待たず、積極的に公開すべき。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】</p>	1	<p>職員のみによる庁内会議の内容は、未成熟な情報である場合が多く、こちらを公開すると区民等の混乱を招き、意思決定の中立性が損なわれることが想定されます。ただし、このような場合に該当せず、かつ、区民等に積極的に公表すべき必要性があるものについては公表していくものと考えております。 【基本計画 2020（案）と同回答】</p>
50	<p>東洋大との連携を生かすなら、先進的調査研究結果を積極的に活用すべきだ。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】</p>	1	<p>学校法人東洋大学とは、平成 23 年 6 月に連携協力に関する包括協定書を締結しました。また、令和 3 年 4 月にはライフデザイン学部が赤羽台キャンパスへ移転し、その後、令和 5 年には福祉社会デザイン学部及び健康スポーツ科学部への改組が予定されていることを見据え、さらなる連携事業の充実を図るため、平成 31 年 2 月に包括協定推進に関する覚書を締結しました。具体的な事業内容の協議</p>

			にあたっては、いただきましたご意見等も参考にしております。 【基本計画 2020（案）と同回答】
51	土、日、祝日、夜間もやっている区立施設である図書館を利用して、各種申請、交付の受け渡しをできる様にすると良い。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】	1	住所の異動等の住民基本台帳事務や戸籍に係る事務は、ご本人の状況の確認に資料や電子データの調査等が必要となる場合が通常のため、届出等の受付を行うには、情報セキュリティが図られたスペースと設備等が必要となります。いただいたご意見については、参考にさせていただきます。 【基本計画 2020（案）と同回答】
52	各種施策の打出し、特にまちづくり関連においては、欧米の様にノーアクションプランを含め複数の案をその基盤とする考え、改善指標（なぜその指標を選んだか、等を含む）、費用などと併に示し、住民が選択できる様にすべきだ。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】	1	公園整備等においては、区民の皆様によるワークショップを開催し、設計を行うにあたっての前提条件等を説明させていただいたうえで、公園の空間配置や利用イメージ等を自由に検討していただくような取組みも実施しております。 ご提案の手法を各種施策の検討に取り入れることは、課題も多いと考えておりますので、他自治体の事例等の情報収集に努めてまいります。 【基本計画 2020（案）と同回答】
53	板橋区では地区図書館で各種審議会の会議録が審議用資料と併に閲覧できる。北区もせめて中央、赤羽、滝野川程度では行ってほしい。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】	1	行政情報の公開については、各部署の設置目的に応じて閲覧に供しているところです。図書館においては行政刊行物を主として収集・保存・公開するとともに、いただいたご意見を参考に今後も図書館の利便性向上に努めてまいります。
54	区政資料室で公開している資料は全て図書館でも公開を。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】	1	【基本計画 2020（案）と同回答】
55	各課には、作成、製本した資料が大量に置かれて	1	区民の皆様には配布可能な資料は、各部署で配布しており

	<p>いる。ネットを使えない区民には、配布してほしい。 【基本計画 2020（案）に同意見あり】</p>	<p>ます。また、区政資料室（第 1 庁舎 1 階）や広報課（第 1 庁舎 3 階 1 番）では、東京都や他自治体等、区以外が作成した資料の一部を配布しております。 ご入用の資料がございましたら、各部署までお声かけください。 なお、配布資料によっては、有償の場合があります。 【基本計画 2020（案）と同回答】</p>
--	--	--